

平成13年7月26日

長崎県警察本部訓令第35号

最終改正平成31年3月22日

## 長崎県警察情報管理システム運営委員会に関する訓令

### (委員会の設置)

第1条 長崎県警察本部に長崎県警察情報管理システム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、長崎県警察における長崎県警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）の効率的運営、安全対策等について総合的に検討、審議し、具体的な方策を樹立することを目的とする。

### (委員会の構成及び運営)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 委員 警務部会計課長、警務部警務課長、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通企画課長及び警備部公安課長

2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

### (審議事項)

第4条 委員会において審議する事項は次のとおりとする。

(1) 情報管理システムの開発及び整備計画に関すること。

(2) 機器の管理及び整備に関すること。

(3) 警察庁情報管理システムの整備計画の進展に対応する措置に関すること。

(4) 情報管理システムの運用に関すること。

(5) その他特に必要と認められること。

### (幹事会)

第5条 委員会の審議等に必要な調査、研究、評価及び検討を行うため委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事会長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 幹事会長 情報管理課長

(2) 幹事 第3条第1項第2号に定める委員の所属に属する管理官、次席調査官又は次席

3 幹事会の会議は、幹事会長が必要に応じて必要な幹事を招集し、議事を主宰する。

4 幹事会長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

5 幹事会長は、会議の結果を委員長へ報告するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、警務部情報管理課で処理する。

(報告及び通報)

第7条 委員長は、委員会で審議した事項の結果を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

2 委員会及び幹事会における審議事項で必要なものは、随時関係所属へ通報するものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成13年7月26日から施行する。

附 則 (平成23年長崎県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。